

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和6年度新型コロナウイルスワクチン接種の電話問い合わせに係る労働者派遣
発 注 課	保) 保健所医療対策室調整担当課
選 定 事 業 者	リンケージサービス株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>新型コロナワクチンの公費接種については令和6年3月31日で終了する旨、「令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種について」（令和5年11月22日付け厚生労働省事務連絡）で示されておりますが、令和6年4月以降も医療機関からの費用請求やワクチンの処分、駆け込み接種の事後処理等に関する専門的な問い合わせの入電継続が想定されます。</p> <p>また、令和6年度からは接種費用を有料とした定期接種となり、秋冬に接種を実施することが国から示されており、公費接種(無料)から定期接種(有料)へ移行することによる制度、費用負担などの様々な問合せや、接種時期には接種実施医療機関に関する問い合わせなど、市民から多数の問い合わせが入ることが想定されております。</p> <p>そのため、令和6年度も引き続き、医療機関と市民両方の問い合わせに対応する体制を維持していく必要がありますが、これまで市民からの様々な問い合わせに対応していた、問い合わせセンターの運営については、令和6年度から、補助対象外であることが昨年12月に確認されたため、令和5年度末で閉鎖し、令和6年度からは、ワクチン接種担当部を問合せ先として、医療機関と市民からの多数の問い合わせに対応せざるを得ない状況となります。</p> <p>ワクチン接種業務に関する医療機関や市民からの様々な問い合わせに対応するためには、制度が複雑化したワクチン接種業務に関する膨大かつ幅広い知識を十分に理解したうえで、部内業務と連携し、最新の動向に合わせた適切な対応を行うことが必要不可欠です。</p> <p>そのため、知識が不足している者がオペレーター業務を行った場合、問い合わせに対して円滑な対応ができず、医療機関や市民に対しに不要な混乱をまねき、不利益を与えることが想定されます。</p> <p>そのため、令和6年4月以降については、ワクチン接種担当部に対し医療機関のほか、市民からの多数の問い合わせが急増することが想定されるため、事業運用開始時からの経緯等を熟知し、部内業務と連携して、問い合わせに迅速かつ適切に回答できる人材を4月1日から派遣できるものを契約の相手方としなければなりません。</p> <p>これに加えて、このような人材を4月1日から派遣するためには、人材確保、事前研修等の準備期間として、最低でも2か月以上は要することから、一般競争入札の実施は困難な状況となります。</p> <p>現在派遣契約を締結しているリンケージサービス株式会社は、ワクチン接種業務及び部内業務について十分熟知し連携した対応が可能な職員を有しており、蓄積された多岐にわたる知識、情報を用いてワンストップで電話問い合わせに対応することが可能であり、4月1日からも当該職員を継続して派遣することが可能なため、引き続き質の高い円滑な業務が遂行できるものであります。</p> <p>そのため、令和6年4月以降も新型コロナワクチンの電話対応を行うオペレーターを派遣することが可能な唯一の業者であるリンケージサービス株式会社と特定随意契約を行う。</p>	
根拠法令	<p>■ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）</p>

決 定 日	令和6年2月7日
-------	----------